住所　福島市蓬莱町２丁目12番26号
朴蓮紅　昭和43年９月８日生
金仙花　平成５年２月26日生
住所　鳥取県米子市米原８丁目14番54―504号
金智恵美　昭和40年11月14日生
住所　愛知県大府市共栄町６丁目412番地
金祐果　昭和50年６月３日生
住所　愛知県岡崎市上六名２丁目９番地６
柳陽子　昭和59年６月17日生
住所　兵庫県加東市梶原333番地４
フェルナンド・ササキ・ヤマシロ　昭和56年10月21日生
デリア・サンドラ・ウエハラ・グアバヤ・デ・ササキ　昭和48年10月16日生
ミシェル・アイコ・ササキ・ウエハラ　平成17年６月23日生
フェルナンド・ヒカル・ササキ・ウエハラ　平成20年12月10日生
住所　横浜市鶴見区生麦４丁目28番18号
エマリン・ナセ・ナカムラ　昭和61年８月24日生
リカ・ナセ　平成15年１月25日生
住所　横浜市鶴見区潮田町３丁目134番地15
リサ・カレン・テラモト　昭和51年２月10日生
住所　神奈川県足柄下郡湯河原町宮下732番地24
チアゴ・ホサト・アグア　昭和53年10月１日生
住所　東京都西東京市ひばりが丘２丁目２番１―505号
王倩　昭和59年２月11日生
住所　京都市中京区姉小路通堀川西入樽屋町469番地２
崔悠　昭和62年５月22日生
住所　福岡市博多区千代２丁目21番１―710号
孫健　昭和49年２月５日生
住所　大阪府寝屋川市東香里園町30番６号
金文明　昭和51年９月26日生
住所　大阪市東成区玉津３丁目11番28―202号
康裕美　昭和63年２月16日生
住所　大阪府高石市羽衣１丁目22番１号
朴有香　平成２年６月19日生
住所　大阪市住吉区苅田３丁目12番９―402号
金慶子　昭和62年８月17日生
住所　大阪府東大阪市南上小阪10番27号
金知子　昭和61年10月19日生
住所　三重県伊賀市ゆめが丘６丁目31番地６
金在秀　昭和55年12月31日生
住所　三重県伊賀市下柘植6865番地１
金在祥　昭和59年７月３日生
金由賀　昭和60年10月14日生
住所　東京都江東区北砂２丁目13番９号
李貴美代　昭和26年12月８日生
住所　東京都江東区森下１丁目15番５号
柳信幸　昭和52年12月28日生
住所　千葉県浦安市海楽２丁目８番19号
柳治雄　昭和55年12月31日生
住所　東京都江戸川区江戸川２丁目15番地１
柳芙美江　昭和51年９月29日生
住所　大阪府守口市八雲西町２丁目１番10号
金照雄　昭和14年12月７日生
金和子　昭和16年１月12日生
住所　大阪府守口市梶町１丁目20番１―104号
金美枝　昭和45年12月７日生

○外務省告示第百九十七号

平成二十四年五月十五日にベルンで、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書によって改正された条約に関する次の書簡の交換がスイス連邦政府との間に行われた。

平成二十四年六月五日

外務大臣　玄葉光一郎

（スイス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百七十一年一月十九日に東京で署名され、二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書によって改正された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）及び二千十年五月二十一日にベルンで署名され、条約の不可分の一部を成す議定書（以下「議定書」という。）に言及するとともに、スイス連邦政府と日本国政府との間で到達した次の了解をスイス連邦政府に代わって確認する光栄を有します。

条約第二十五条のＡの規定に基づく情報の要請に関し、次のことが了解される。

(1)　同条１において「関連する」と規定するのは、租税に関する情報の交換を可能な限り広範に行うことを意図するものであるが、同時に両締約国が特定の納税者の租税に関する事項に関連する可能性に乏しい情報を自由に要請することはできないことを明らかにすることを意図するものである。

(2)　議定書５(c)の規定は、証拠漁(あさ)りが行われないことを確保するための重要な手続的要件を含むものであるが、実効的な情報の交換を妨げるものではないと解される。

本大臣は、更に、閣下が前記の了解を日本国政府に代わって確認されることを要請する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月十五日にベルンで

スイス連邦

大統領兼財務大臣

エヴァリーン・ヴィド

マー＝シュルンプ

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使　梅本和義閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十二年五月十五日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（スイス側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月十五日にベルンで

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使　梅本和義

スイス連邦

大統領兼財務大臣

エヴァリーン・ヴィドマー＝シュルンプ閣下

○外務省告示第百九十八号

平成二十四年五月二十三日に東京で、ビラ中央病院改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ビラ中央病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億九千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　玄葉光一郎外務大臣
バヌアツ側　メルテク・サトー・キルマン・リブトゥンバヌ首相

平成二十四年六月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百九十九号

平成二十四年五月二十三日に東京で、国内海上輸送改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国内海上輸送改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十二億八千八百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　玄葉光一郎外務大臣
マーシャル側　フィリップ・Ｈ・ムラー外務大臣

平成二十四年六月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百号

平成二十四年五月二十三日にビエンチャンで、幹線道路周辺地区等の安全確保計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　幹線道路周辺地区等の安全確保計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億円
3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで
4　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十四年六月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百一号

平成二十四年五月二十三日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億四千二百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十四年六月五日

外務大臣　玄葉光一郎